

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例	法令番号	平成10年佐賀県条例第22号
手続名	制限重量超過航空機使用許可	根拠条項	第5条第1項

次の基準に基づき、制限重量超過航空機使用許可を与えなければならない。

審査基準

ACR-PCR比	使用許可判断基準
$ACR/PCR \leq 1$	無条件で運航可能
$1 < ACR/PCR \leq 1.1$	当該施設における当該機の1年間の走行回数が当該施設における全航空機の1年間の走行回数の5%以下の運航であれば可能
$1.1 < ACR/PCR \leq 1.2$	当該施設における当該機の1年間の走行回数が当該施設における全航空機の1年間の走行回数の0.9%以下の運航であれば可能
$1.2 < ACR/PCR \leq 1.3$	当該施設における当該機の1年間の走行回数が当該施設における全航空機の1年間の走行回数の0.2%以下の運航であれば可能
$1.3 < ACR/PCR$	緊急機以外は不可

備考

- 1 ACR：標準路床強度の舗装に対する航空機の相対的な影響を表す数値。
- 2 PCR：航空機の運航を制限しない舗装強度を表す数値。
- 3 佐賀空港のPCR： $PCR1042/F/C/X/T$

受付 機関	佐賀空港事務所	処理 機関	佐賀空港事務所	交付 機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14日	目次 No.	2
						標準経由期間	日		